

平成29年9月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち換気扇1件、電気冷蔵庫1件、携帯ゲーム機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うちパワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
電気ポンプ(井戸用)1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、清重

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|--------|--------------------|---------------------|------|--|----------|--|
| A201700373 | 平成29年7月26日 | 平成29年9月21日 | 換気扇 | V-20Z ₃ | 三菱電機株式会社 | 火災 | 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生していた。現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 製造から40年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月11日 |
| A201700374 | 平成29年9月13日 | 平成29年9月21日 | 電気冷凍庫 | DF-300D | 株式会社ダイレイ (輸入事業者) | 火災 | 飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 岡山県 | |
| A201700375 | 平成29年9月 | 平成29年9月22日 | 携帯ゲーム機 | RED-001 | 任天堂株式会社 (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生日都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------------------|------|---|-----------|--|
| A201700372 | 平成29年9月4日 | 平成29年9月21日 | パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) | 火災 | 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 京都府 | |
| A201700376 | 平成29年8月28日 | 平成29年9月22日 | 電気ポンプ(井戸用) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 佐賀県 | |
| A201700377 | 平成29年8月3日 | 平成29年9月22日 | 延長コード | 火災 | 当該製品にコンセント付家具を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 岐阜県 | 製造から25年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月15日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

換気扇（管理番号：A201700373）



電気冷凍庫（管理番号：A201700374）



携帯ゲーム機（管理番号：A201700375）

